

内閣総理大臣による諮問

預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 102 条
第 1 項に基づき、株式会社足利銀行について同項第
3 号に定める措置を講ずる必要がある旨の認定を
行うことについて、審議を求める。